

公募型プロポーザル方式による企画提案書募集に関する公表
次のとおり企画提案書を募集します。

平成29年10月27日

瑞穂市長 棚橋 敏明 印

1 業務概要

(1) 業務名

瑞穂市制15周年記念イベント業務委託

(2) 業務の目的

瑞穂市（以下「市」という。）市制15周年の節目を好機とし、市政に対する市民意識の高揚と市の活性化を図る為、平成30年4月30日（月）から平成30年5月6日（日）までを「瑞穂市制15周年記念週間」（以下「記念週間」という。）と位置づけ、「笑顔」をテーマに、公共施設を活用した記念イベントを連続して開催し、地域への愛着や親しみの更なる向上を図る。

また、市政の主役である市民の幅広い年齢層の人達が楽しめ、笑顔に つつまれる市制15周年とするとともに、市内外の食や特産品の販売、地域の魅力の発信を通じて、市内はもとより市外からのお客さまを招き入れ、地域の魅力を再発見し、交流人口の拡大を図る。

(3) 業務内容

別添「業務説明書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から平成30年5月18日（金）まで

(5) 業務委託費の上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 提案者応募資格

申込み時において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 対象業務における市での平成28・29年度入札参加資格者名簿（瑞穂市契約規則取扱要領（平成15年瑞穂市告示第12号）に定める入札参加資格者名簿をいう。）に登載されていること。
- (3) 瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成15年瑞穂市訓令第19号）第2条の資格停止を受けていないこと。
- (4) 瑞穂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年瑞穂市告示第157号）第5条の入札参加資格停止措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 経営不振の状態でないこと。
- (6) 当該業務における同程度の請負実績を有すること（内容を証する書類を参加申込書に併せて提出すること）。

4 募集方法等

(1) 業務説明書の交付期間等

(ア) 交付期間 平成29年10月27日（金）から平成29年11月15日（水）まで（土、日曜日及び祝日を除く。受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで）

(イ) 交付場所 市ホームページ、瑞穂市役所総務部管財情報課（瑞穂市別府1288番地 穂積庁舎3階）

(ウ) 交付方法 市ホームページからダウンロード及び窓口配布

(2) 参加申込書の提出期間等

(ア) 提出期間 平成29年10月27日（金）から平成29年11月17日（金）まで（土、日曜日及び祝日を除く。受付時間：午前8

時 30 分から午後 5 時 15 分まで。)

(イ) 提出場所 管財情報課

(ウ) 提出方法 持参すること（郵送、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない）。

(3) 提案書の提出期間等

(ア) 提出期間 平成 29 年 1 月 27 日（月）から平成 29 年 1 月 27 日（月）まで（土、日曜日及び祝日を除く。受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。)

(イ) 提出場所 瑞穂市役所 総務部 管財情報課

(ウ) 提出方法 持参すること（郵送、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない）。

5 提案採用の基準及び方法

(1) 審査

(ア) 本プロポーザル方式の審査は、提出された参加申込書及び企画提案書を別に設置する委員会において採点方式により審査する。審査方法は、2 段階方式とし、第一次審査では、提出された書類の審査を実施し、上位 5 社程度を選定する。

(イ) 第二次審査では、第一次審査を通過した参加者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング結果を総合的に評価し、最優秀提案者及び次点者を選定する。なお、同点となった場合は、見積金額が安価なものを上位とする。また、第一次審査を通過した参加者で、第二次審査を欠席した場合は、参加辞退とみなす。

(2) 第一次審査の評価基準

評価項目	評価の視点・判断基準	配点
過去の実績	本業務を実行できるだけのイベント事業の実績やノウハウを有しているか。	10 点
全体管理	事前調整から開催当日まで責任をもって遂行可能な実行・進行管理体制をとっているか。	10 点

	出店者・出演者・来場者等の安全面が確保された警備計画であるか。	5点
収支計画	経費の積算が妥当であるか。	5点
企画内容	場所、日時、ターゲット世代、来場者目標数の設定が具体的かつ適切か。(実現性)	10点
	飲食・物販等の出店計画に魅力があるか。(集客性、話題性、独創性)	5点
	ステージイベント計画に魅力があるか。(集客性、話題性、独創性)	10点
	市制15周年のテーマ「笑顔」を明確に打ち出し、一貫した繋がりをもった仕掛けが展開されているか。	5点
	雨天時の対処方法は適切か。	5点
広報	イベント全体を、幅広く広報できる告知(方法・タイミング・規模)を行っているか。	5点
	イベント告知チラシ等のデザイン案が、独創性に富み、洗練されたものになっているか。	5点
その他	仕様書に記載された事項以外に、目的達成に有益な独自の提案がなされているか。	5点
合計		80点

(3) 第二次審査の評価基準

評価項目	評価の視点・判断基準	配点
ヒアリング	論理的にわかりやすい説明がなされたか。	5点
	的確な受け答えがなされたか。	5点
	取り組む意欲が感じられたか。	10点
合計		20点

6 スケジュール(予定)

内容	日程
手続き開始の公表 参加申込書の受付開始	10月27日(金)午前8時30分から 市ホームページに掲載
質疑書の受付期限	11月9日(木)午後5時15分まで
質疑書への回答期日	11月15日(水)までに ホームページにて公開・回答

業務説明書の交付期限	11月15日（水）午後5時15分まで
参加申込書等の提出期限	11月17日（金）午後5時15分まで
参加資格要件確認結果通知期限	11月24日（金）までに 電子メールにて通知
提案書の提出期間	11月27日（月）午前8時30分から 12月4日（月）午後5時15分まで
第1次審査（プレゼンテーション、ヒアリング実施者を選定）	12月上旬
第2次審査（最優秀提案者及び次点者を選定）	12月25日（月）（予定） ※時間及び場所は、電子メールにて通知

7 その他の留意事項

詳細については「業務説明書」を必ず参照のこと。

8 問い合わせ先

（1）契約手続きに関する問い合わせ

〒501-0293

住所 岐阜県瑞穂市別府1288番地 穂積庁舎3階

担当 瑞穂市役所 総務部 管財情報課

電話 058-327-4131

FAX 058-327-4103

Eメール kanzai@city.mizuho.lg.jp

（2）業務内容に関する問い合わせ

〒501-0293

住所 岐阜県瑞穂市別府1288番地 穂積庁舎3階

担当 瑞穂市役所 企画部 企画財政課

電話 058-327-4128

FAX 058-327-4103

Eメール kikaku@city.mizuho.lg.jp

瑞穂市ホームページ「プロポーザル情報」のページ

<http://www.city.mizuho.lg.jp/6183.htm>